

蔵王町公告第 46 号

蔵王町地域情報通信基盤整備事業 設計・施工監理業務
に関するプロポーザル方式の実施について

情報通信社会が進展する中で、当町においては、光ブロードバンドが提供されている都市部と比較した場合、大きな情報格差が生じています。

この格差を解消するために、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金事業により、「蔵王町情報通信基盤整備事業」を実施します。

つきましては、設計・施行監理業者選定のため、プロポーザル方式により実施しますので（企画提案）を公募します。

詳細については、別紙「提案書提出要領」をご覧ください。

平成21年10月19日

蔵王町長 村上英人

蔵王町

地域情報通信基盤整備事業

設計・施工監理業務

< 提案書提出要領 >

別添資料

- 1 仕様書
- 2 選考決定基準

平成 2 1 年 1 0 月

蔵王町役場

提案書提出要領

この説明書は、蔵王町が発注する蔵王町地域情報通信基盤整備事業 設計・施工監理業務の委託契約に関する契約の締結について、提案者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、提案参加者は次の事項を熟知の上、提案書等を提出されるようお願いいたします。

【本業務の概要】

(1) 背景

当町では、地域間における情報格差の是正を図り、生活の利便性を高め、情報化社会の恩恵を平等に受けられるよう、新たな地域情報化の環境を整備する必要から、地域情報通信基盤整備を本年度の事業として行うことを予定しているが、この事業を成功裏に完了させるためには、適切な監理作業が必須である。

また、本整備事業の総工費は、本事業における基本設計工程終了時に積算されるが、この積算根拠が妥当かどうかの監査も、適正な予算執行上、重要となる。

これらの業務は、原則的に本町職員にて実施することが適切ではあるが、IT分野はトクイヤーと言われるように変革が非常に早く、専門的な知識や能力が必要となり、これらの業務を実現することは一朝一夕には困難であることから、当該事業を推進していくにあたっては、専門的な見地や経験を有する外部人材の支援を得ることとし、本業務を調達するものである。

(2) 地域情報通信基盤整備事業の概要 (参考)

本整備事業により、ブロードバンドの整備されていない地域に光ファイバーケーブル網を整備し、光ファイバ芯線を IRU 契約により電気通信事業者へ貸し出すことにより、町内ほぼ全域に超高速ブロードバンド環境の整備を実現する。整備された超高速ブロードバンド環境を誘致企業対策や住民への情報サービス向上及びインターネット活用推進等の地域活性化施策として広く活用が図られる。

(3) 地域情報通信基盤整備事業の結果として期待される効果 (参考)

- 町内全域にブロードバンド環境が整備されることにより地域間情報格差 (デジタルディバイド) が解消され、住民ニーズに対応できる高度情報化社会を実現することが出来る。
- 将来、ブロードバンド利用によるインターネットや IP 電話の利用に加え、地デジ難視の解消、高齢者の安否確認、健康管理や遠隔診断等の高度医療支援、遠隔授業など地域生活水準の向上が図られる。
- 今後、インターネットによる公共施設の予約や公共サービスの申請受

理、水害や震災等の災害時に迅速かつ正確な被害情報や支援情報の提供が可能になり町民の安心・安全がより高められる。

1 提案選定の概要

(1) 委託業務名

蔵王町 地域情報通信基盤整備事業 設計・施工監理業務

(2) 委託業務期間

(ア) 作業開始年月日

契約締結日より

(イ) 納期

平成22年3月30日(火)

(3) 業務予算額

5,000千円(税込)【平成21年 議会定例会10月会議 議決】

2 委託の業務内容

「蔵王町 地域情報通信基盤整備事業」として、別調達している蔵王町全域でブロードバンドサービスを利用可能とするために必要な光ファイバ網等を整備する事業全般の「監理業務及び設計費用の監査業務」を実施する。

詳細な内容については、別添資料1「仕様書」及び「地域情報通信基盤整備推進交付金 実施マニュアル(改訂版)」を参照のこと。

3 提案提出資格条件

提案提出にあたっては、次に掲げる要件の全て満たしていることを条件とし、当町にてこれら資格の確認をした者に限る。

また、共同提案は認めない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 提案手続等に関する事項

(1) 案説明書等の配布期間及び配布場所

(ア) 配布期間

平成21年10月19日(月) ~ 平成21年10月20日(火)

(イ) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(ウ) 配布場所

蔵王町役場内まちづくり推進課とする。

(2) 配布資料（各1部）

仕様書

選考決定基準

(3) 質問の受付

配布資料に関する質問がある場合には電子メールにより質問を次のとおり受付けるものとし、電話又は、窓口での口頭による質疑は受付けないものとする。

(ア) 期 限 平成21年10月19日(月)9:00～10月22日(木)正午

(イ) 送信場所 蔵王町 まちづくり推進課

E-Mail: k-katou@town.zao.miyagi.jp

(ウ) 提出方法 電子メールで提出し、電子メールの表題は「蔵王町地域情報通信基盤整備事業 設計・施工監理業務 に関する質問」とする。

質問内容は、簡易平明な表現（平易な日本語）を用いて記述し、一つの質問で複数の内容を問い合わせることが無いようにすること。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者及び事前登録者（質問が無い場合を含む）のみに電子メールで送信する。

(ア) 登録方法 提案提出書等の配布時に、会社名、担当部署名、担当者職、氏名、電話番号、メールアドレスを、当町担当者に伝えること。

(イ) 登録の確認 町でメールアドレスを登録次第、登録完了のメールを返信する。

(ウ) 回 答 日 平成21年10月20日(火)以降随時回答し、最終回答は10月23日(金)までに行うこととする。なお、回答は回答希望登録のある提案者全てに行う。(回答時には、過去の履歴も含めた形でメール送付をするので、回答希望登録時期に関わらず、すべての質問と回答を確認できる形となる)

受付期間以外及び提出方法と異なる質問は、一切受け付けないものとする。

(5) 提案書作成の様式等

- (ア) 提案書の様式は全て A4 版、左綴じとして製本すること。ただし、図表等で A3 版の必要がある場合のみ、A3 版可とする。
- (イ) 提案書の表紙には、宛名「蔵王町長 様」、タイトル「蔵王町地域情報通信基盤整備事業 設計・施行監理業務 提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。
- (ウ) 提案書は、簡潔かつ明瞭に記述すること。
なお、提案書以外の参考資料等（会社概要書（様式任意） 担当者届（様式任意）を除く）は、受領しないものとする。
- (エ) 提案書の全体ページ数は、概ね 30 枚を目安とする。

(6) 提案書の作成方法

- (ア) 提案対象項目
別添資料 3 「選考決定基準」の評価基準（以下「評価基準」という。）に記載する各評価項目について提案書を作成すること。
- (イ) 提案対象項目の記述方法
評価基準に掲げる各評価項目の内容と対応が取れるように作成すること。また、仕様書に規定する内容を、業務範囲及び数値等を供給し得る事項については、その内容を定量的に又は、定量的に表すことが不可能な場合にはできる限り具体的に記述すること。

(7) 提案書の提出方法等

(ア) 提案書等の提出部数

提出物	部数	内容	備考
提案書 (紙ベース)	1部 13部	正本(社判をいれた、社として提案をしたことを証す紙を添付すること(提案書そのものへ社判を押すことでもよい))、袋とじとすること) 副本(社判なし)	カラー印刷
提案書 (電子媒体)	1枚	正本(提案業務名及び会社名を記入すること)	(CD-Rで提出)
概算見積書	1部	概算見積りを記した資料	様式は任意

(イ) その他添付書類の提出部数

会社概要書（パンフレット等） 1部

(ウ) 提出期限

平成21年10月26日（月）午前9時から午後5時まで
（正午～午後1時を除く）

(エ) 提出場所

蔵王町役場内まちづくり推進課とする。

(オ) 提出方法

持参提出とする。提出書類確認後、受領証を発行する。

(8) 概算見積書の作成方法等

概算見積書として、以下を提出すること

1. 本委託業務に係る概算見積書

2. 1の内訳書（作業内容やサービス毎に小計した記載とすること）

(ア) 別添資料1「仕様書」に基づいた本委託業務に係る見積書の金額は、提案者決定後の業務の契約時に反映するものとする。

(イ) 提案者の決定に当たっては、本調達で決定した契約候補業者に対して、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって随意契約の見積り金額とするので、見積者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する額を見積書に記載すること。

なお、別に定める予定価格を上回る見積りは、本委託業務の審査対象としない。

(9) 提案業者の決定

(ア) 審査方法

提案内容及び見積価格に基づき、下記の決定方法により決定する。

(イ) 審査結果の通知

通知期限 平成21年11月2日（月）

審査結果公表 全ての提案者の得点を一覧表にし、書面により通知する。

(10) 決定方法

(ア)蔵王町財務規則第96条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を見積りした者であって、その提案した内容等が機能要件書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(イ)提案内容の評価方法

本調達方式のための提案書の提案内容が、機能要件書の要求要件をすべて満たしているかを判定し、これを満たしているものには、別添資料2「選考決定基準」に示す各項目の評価に応じ350点の範囲内で得点(以下「技術評価点」という。)を与える。

(ウ)見積価格の評価方法

見積価格については以下の式により換算し、見積価格に対する得点(以下「価格点」)を与える。

$$\text{価格点} = 150 \text{点} - \{ \text{見積価格(本委託業務)} \times 1.05 / \text{予定価格} \times 150 \text{点} \}$$

(エ)本調達方式の方法及び採択者の決定方法

評価に当たっては、500点の範囲内で配点を行い、7の(12)イ及びウで算出された技術評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

技術評価点及び価格点の合計点数が同点の場合は、見積書記載金額の低いものに決定することとする。

決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

契約候補者となるべき者の当該見積価格が著しく低額であるなど、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると、本町が認めるときは、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査の上、その者を採択者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、調査に必要な資料の提出を求めるものとする。

契約候補者が辞退の場合は、次点候補者とする。

(11)その他

(ア)提案等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(イ)必要に応じて提案者に対してヒアリング等を行う場合がある。

なお、実施の際は別途通知する。

(ウ)提出された提案書は、返還、差し替え、変更又は取り消しすることが

できない。

- (エ) 提案された内容については、契約時に仕様書の一部として取り扱うことになるため、その旨留意の上、提案を行うこと（ただし、提案された内容については、受託後当町と調整を行い最終化することとするため、提案内容がそのまま仕様となるわけではないことに留意すること）
- (オ) 提出した提案書の取扱は、蔵王町の情報公開条例による。
- (カ) 本業務は、国の支援制度の採択を前提としているため、不採択の場合は取り止め、あるいは延期する場合がある。

本件に関する問合せ先

蔵王町まちづくり推進課（担当者名：加藤）

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

TEL 0224-33-2122 FAX 0224-33-3284

電子メール k-katou@town.zao.miyagi.jp